

電気工事、機械器具設置工事の入札に係る最低制限価格ラインの 引き上げ及び最低制限価格の算定に用いる割合の表記の変更につ いてのお知らせ

本年4月からの消費税及び地方消費税の増税に伴い、最低制限価格の算定に用いる割合の表記を変更し、建設工事と測量等業務の最低制限価格設定要領の一部を改正しました。

また、建築設備工事のうち、電気工事及び機械器具設置工事の入札に係る最低制限価格ラインを引き上げるため、平成26年4月1日以降に公表するものから、次のとおり最低制限価格の算出式を変更しましたので、お知らせします。

4月1日以降公表の建設工事と測量等業務の最低制限価格の算出については、要領をよくお読みいただいた上で、ホームページにて公表する発注表の計算式をご確認ください。

【変更点】

- (1) 最低制限価格の算定に用いる消費税の割合の表記について、1.05から1.08に変更します。
- (2) 建築設備工事のうち、電気工事及び機械器具設置工事について、**現場管理費の割合に4/10を上乗せ**します。

※建築設備工事とは、最低制限価格設定要領第2条第6号に定義する工事です。

算出式

【建築設備工事のうち、電気工事及び機械器具設置工事】

最低制限価格の算出式 ※下線部分が変更箇所
(改正前) (直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×4／10＋一般管理費×3／10) ×1.05
(改正後) (直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費× <u>8／10</u> ＋一般管理費×3／10) × <u>1.08</u> ※従来の現場管理費に4／10が上乘せとなります。 ※消費税及び地方消費税の増税に伴い、1.05から1.08へ変更となります。

【電気工事及び機械器具設置工事以外の建築設備工事】

※（例）管工事等

最低制限価格の算出式 ※下線部分が変更箇所
(改正前) (直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×4／10＋一般管理費×3／10) ×1.05
(改正後) (直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×4／10＋一般管理費×3／10) × <u>1.08</u> ※消費税及び地方消費税の増税に伴い、1.05から1.08へ変更となります。

【土木工事】

最低制限価格の算出式 ※下線部分が変更箇所
(改正前) (直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×9／10＋一般管理費×3／10) × 1. 0 5
(改正後) (直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×9／10＋一般管理費×3／10) × <u>1. 0 8</u> ※消費税及び地方消費税の増税に伴い、1. 0 5 から <u>1. 0 8</u> へ変更となります。

【測量等業務の最低制限価格算出式についての変更点】

※消費税及び地方消費税の増税に伴い、最低制限価格の算出に用いる割合が1. 0 5 から 1. 0 8 へ変更となります。それ以外の計算方法や計算式は、測量等業務最低制限価格設定要領に定めるとおりで、変更はありません。